

令和 7 年 6 月 30 日

北京市朝陽区・大連市親善訪問に伴う議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び大田区議会会議規則第 132 条の規定に基づき、
下記のとおり議員を派遣する。

記

大田区議会北京市朝陽区・大連市親善訪問

1 派遣の目的

大田区と友好都市関係にある北京市朝陽区及び大田区と友好協力関係に関する覚書を締結している遼寧省大連市との更なる友好・親善の促進を図る。

2 派遣場所

中華人民共和国 北京市朝陽区
遼寧省大連市

3 派遣期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）から 11 月 7 日（金）まで

4 派遣議員

高 瀬 三 徳 議員 伊佐治 剛 議員 えびさわ 圭介 議員
椿 しんいち 議員 田 島 和 雄 議員

5 その他

本議決後、一部変更又は中止の場合の決定は、議長に一任する。